サービス管理責任者 及び 児童発達支援管理責任者の要件

実務経験

障がいのある方の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年）

＋

研修の修了

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了（注2）

＋

「サービス管理責任者研修」または「児童発達支援管理責任者研修」を修了（注3）

→

「サービス管理責任者」または「児童発達支援管理責任者」として配置

（平成27年度以降の取扱い）

〇事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす（ただし、平成31年3月31日をもって廃止）

・平成30年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成31年3月31日までの猶予とする。

（注1）実務経験については、別に定める。

（注2）「相談支援従事者研修（講義部分）」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分（2日間程度）をいう。

（注3）多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了する事が必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする（ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成31年3月31日をもって廃止）。